

古今著聞集

卷第七 第八 能書

尺牘の書疏は、千里の面目なりといへり。凡そ六の文は
体の姿をあらはす輩、驚鸞反鵠のいきほひを習ふ人、僅
に一字の跡をのこして、遙に万代のほまれをいたす。も
ろくの芸能の中に、手跡まことにすぐれたり。

嵯峨天皇と弘法大師と、常に御手跡を争はせ給ひけり。

ある時御手本、あまた取りいださせ給ひて、大師に見せ
まるらせられけり。その中に、殊勝の一巻ありけるを、

天皇仰事ありけるは「是は唐人の手跡なり。その名を

知らず。いかにもかくは学びがたし。めでたき重宝なり」

と、頻に御秘藏ありけるを、大師よくくいはせまるら

せて後「是は空海が仕うまつりて候ふものを」と、奏せ

させ給ひたりければ、天皇更に御信用なし。大に御不審

ありて「いかでかさる事あらん。當時かゝるやうに、甚だ異するなり。はしたて、及ぶべからず」と、勅定ありければ、大師「御不審、まことにそのいはれ候ふ。軸を放ちて、あはせめを御収覧候ふべし」と申させ給ひければ、即ち放ちて御覧するに、その年その日、青龍寺において書之を。沙門空海と記されたり。天皇この時御信仰ありて、「誠に我にはまさられたりけり、それにとていかにかく、当時のいきほひには、ふつとかはりたるぞ」と、尋ね仰せられければ「その事は国によりて、書き替へて候ふなり。唐土は大国なれば、所に相応して、いきほひかくの如し、日本は小国なれば、それにしたがひて、当時のやうを仕うまつり候ふなり」と、申させ給ひければ、天皇大に恥ぢさせ給ひて、その後は、御手跡あらそひもなかりけり。

おほうち
大内十二門の額、南面三門は弘法大師、西面三門は大

ないき　を　の　よ　き
内記小野美材、北面三門は但馬守橘逸勢、各勅

うけたま
を承はりて、垂露の点を下しけり、東面三門は、嵯峨が

てんわう
天皇かゝせおはしましける。まことにや。道風朝臣、大

師のかゝせ給ひたる額を見て、難じていひける、「美福

なん
門は田広し、朱雀門は米雀門」と、略頌に作りあざ

けりはべりける程に、やがて中風して、手わなゝきて手

跡も異やうになりにけり。
(後略)